

4. 通所型サービス（独自/定率）算定構造

【通所型サービスA（区独自基準通所型サービスA）】令和8年6月以降

基本部分		
イ 通所型サービス費		週1回程度 事業対象者、要支援1・2 (1月につき 1,464単位)
		週2回程度 事業対象者・要支援2（要支援1※） ※特別な事情がある場合 (1月につき 2,928単位)
ロ 生活機能向上グループ活動加算		(1月につき 100単位を加算)
ハ 若年性認知症利用者受入加算		(1月につき 240単位を加算)
ニ 運動器機能向上加算		(1月につき 120単位を加算)
ホ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)
△ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)
ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	(1月につき 150単位を加算)
	(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	(1月につき 160単位を加算)
チ 一体的サービス提供加算		(1月につき 480単位を加算)
リ サービス提供強化加算	(1) サービス提供強化加算（Ⅰ）	週1回程度 (1月につき 88単位を加算) 週2回程度 (1月につき 176単位を加算)
	(2) サービス体制強化加算（Ⅱ）	週1回程度 (1月につき 72単位を加算) 週2回程度 (1月につき 144単位を加算)
	(3) サービス体制強化加算（Ⅲ）	週1回程度 (1月につき 24単位を加算) 週2回程度 (1月につき 48単位を加算)
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(1月につき 100単位を加算) ※3月に1回を限度
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	(1月につき 200単位を加算)
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	(1回につき 20単位を加算) ※6月に1回を限度
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	(1回につき 5単位を加算) ※6月に1回を限度
エ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)
ク 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅰ）イ	週1回程度 (1月につき 239単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 411単位を加算)
	(2) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅰ）ロ	週1回程度 (1月につき 258単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 444単位を加算)
	(3) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅱ）イ	週1回程度 (1月につき 235単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 404単位を加算)
	(4) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅱ）ロ	週1回程度 (1月につき 254単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 437単位を加算)
	(5) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅲ）	週1回程度 (1月につき 213単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 367単位を加算)
	(6) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅳ）	週1回程度 (1月につき 179単位を加算)
		週2回程度 (1月につき 307単位を加算)

□ 支給限度額管理の対象の算定

□ 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算相当」は、支給限度額管理の対象外の算定項目